

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第10号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和33年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>残留塩素濃度</u>)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第4号の規則で定める<u>残留塩素濃度</u>は、<u>次の各号</u>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める<u>残留塩素濃度</u>とする。</p> <p>(1) <u>遊離残留塩素濃度</u> <u>通常1リットル中0.4ミリグラム程度で、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>結合塩素のモノクロラミン濃度</u> <u>1リットル中3.0ミリグラム程度</u>とすること。</p>	<p>(<u>遊離残留塩素濃度</u>)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第4号の規則で定める<u>遊離残留塩素濃度</u>は、<u>通常1リットル中0.4ミリグラム程度のもので、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないもの</u>とする。</p>

第1号様式の2（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

香川県証紙欄
（消印してはならない。）

譲渡による営業者の地位の承継承認申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

譲受人 住 所
(〒)

氏 名

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

譲渡人 住 所
(〒)

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

- 1 旅館業施設の名称及び所在地
- 2 旅館業の種別
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 譲渡の予定年月日 年 月 日
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

備考 次の書類を添付すること。

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

第1号様式の2（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

香川県証紙欄
（消印してはならない。）

譲渡による営業者の地位の承継承認申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

譲受人 住 所
(〒)

氏 名

生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

譲渡人 住 所
(〒)

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

- 1 旅館業施設の名称及び所在地
- 2 旅館業の種別
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 譲渡の予定年月日 年 月 日
- 5 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

備考 次の書類を添付すること。

- 1 旅館業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。